

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



令和4年度 福祉施策等に関する要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和3年10月7日付け官社協発第802号で要望のあったこのことについては、下記のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地域共生社会の実現のための各種施策の推進について

令和3年度から国の重層的支援体制整備事業が開始されたところであり、今年度は、5月28日の市町村長会議や5月20日に開催しました県・市町村福祉担当課長会議等において、本事業の説明を行うとともに、事業の実施に向けた検討を促してまいりました。県といたしましても、地域共生社会の実現に向けて市町村における本事業の実施は非常に重要であると考えていることから、11月頃に職員が個別に市町村を訪問し、意見交換や助言、先進的な取組に関する情報提供等を行い、事業実施を働きかけてまいります。あわせて、地域福祉計画に包括的な支援体制の整備を盛り込むことについても、各市町村の計画策定状況等を確認しながら、働きかけてまいります。

また、福祉活動専門員につきましては、市町村において包括的な支援体制の構築が求められるなか、その役割は非常に重要であると考えております。まずは、市町村社会福祉協議会における福祉活動専門員の配置状況や増員の必要性等について実態を把握することが必要ですが、これは全国的な問題であることから、全国社会福祉協議会が中心となって調査等を実施していただくことが適当であると考えており、その実施にあたっては、県としても最大限協力してまいります。

2 生活福祉資金貸付事業に係る安定的な相談支援体制整備について

生活福祉資金貸付事業に係る償還事務に要する経費の財源措置については、本県からの提案に基づき、昨年9月に全国知事会が国に要望を行い、今後10年間の人件費を含む債権管理事務費として、今年7月に国から8億5千万円の交付を受けて貴会に交付しており、今後さらに3億2千万円が追加交付される予定となっておりますが、不足が見込まれる場合は、さらなる追加交付を国に求めてまいります。

3 福祉・介護人材の確保について

介護福祉士等修学資金貸付事業は、本事業で貸付を受けた者が介護職等として一定期間以上実務に従事することにより、県内の福祉・介護人材として定着することを目的としており、県内の福祉・介護人材として定着するためには従事期間をできるだけ長期とする必要があると考えております。過疎地域については福祉・介護人材の確保が特に困難であることから償還免除の要件を緩和しているものであり、全県への適用については県内の福祉・介護人材の確保状況等を確認しながら検討してまいります。県としては、引き続き介護事業所への週休3日制導入や介護ロボットの導入など勤務環境の改善を積極的に推進し、働きやすい職場づくりを進めることで福祉・介護人材の定着や離職防止の支援を行ってまいります。

また、介護職員処遇改善加算は、県内の対象事業所の9割以上が取得しており、加算額の全額が介護職員の処遇改善にいかされております。また、介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員以外の職員の処遇改善にも充てることができ、令和3年4月にはより柔軟に配分できるよう基準が改められました。県としては、これまで国に対してこの制度の拡大を要望してきたところですが、より使いやすいものとなるよう引き続き国に要望してまいります。あわせて、加算取得促進セミナーや訪問指導を実施するなど事業者の支援を行ってまいります。

障害者自立支援給付費についても、福祉・介護職員の処遇改善の検証及び一層の改善の検討を行うとともに、支給対象の範囲や条件等について、より柔軟な運用が可能となるよう、引き続き国に要望してまいります。

4 災害ボランティアセンター運営に係る新たな協定締結について

今年9月に内閣府が、平時から市町村と市町村社会福祉協議会との間で協定等を締結し、役割分担を明確にしておくことが重要である旨の事務連絡を都道府県に発出したところであり、この内容については市町村に周知を図ったところではありますが、再度、文書により協定締結を促すとともに、来年1月に開催が予定されている災害広域支援ネットワーク協議会の会議の場等を通じて、市町村の協定締結状況を確認するなど、早期に協定締結が行われるよう、働きかけを行ってまいります。

また、県災害ボランティアセンターの設置・運営に関しては、平成16年に貴会、特定非営利活動法人みやぎ災害救援ボランティアセンター及び県の三者により覚書を締結したところではありますが、締結してから長期間が経過していることから、今般、災害救助費から支弁されることとなった経費の取扱いを含め、内容を見直した上で、新たな協定の締結に向けて、貴会と協議を進めてまいります。

5 国のガイドラインに基づく災害時の福祉支援体制の整備について

宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会については、平成29年の設立以来、貴会に事務局を務めていただき、運営経費に対して補助を行ってきたところではありますが、平成30年に国が定めたガイドラインにおいて、都道府県が災害福祉支援ネットワークを構築するものとされておりますことから、委託契約の形態に移行してまいりたいと考えております。

また、災害発生時におきましては、避難所設置状況及び避難所における福祉的ニーズ等の把握に努め、チーム派遣の必要性について市町村に検討を促すなどにより、必要な支援が適切に行われるよう努めてまいります。

さらに、市町村地域防災計画及び地域福祉計画等でDWA Tを位置づけることについては、市町村の福祉担当課及び防災担当課の職員が参加した今年8月の市町村説明会において県から説明を行ったところであり、今後も様々な機会を捉えて指導・助言を行ってまいります。

6 各種団体からの要望等

これらについては、庁内関係各課室において施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。

担当：社会福祉課地域福祉推進班

tel：022-211-2519

fax：022-211-2594

e-mail：syahukc@pref.miyagi.lg.jp